

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年8月4日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多津子
同	田 中 惟 允
同	若 林 かずみ

令和4 監査年度 第1 回分

ア本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>広報広聴課</p>	<p>令和4年 7月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 95,700円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、物品調達手続きを確認するチェックリストを作成して、購入する物品に対応する必要な手続きを係内で共有、確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>うだ・アニマルパーク 振興室</p>	<p>令和4年 7月26日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和2年度末の郵便切手の保有残高は192,297円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>今後は、使用予定枚数の把握と台帳の残高確認を行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p>
<p>防災統括室</p>	<p>令和4年 6月7日</p>	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に1年ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施され</p>	<p>公用車の定期点検整備については、自動車の使用者に実施が義務づけられている6か月ごと等の定期点検整備について道路運送車両法、平成30年10月の総務部長通知等に基づき適正に行う。なお、当該車両については、令和3年度及び令和4年度に6か月ごとの点検整備を実施している。</p>

		たい。 (注意事項)	
安全・安心まちづくり推進課	令和4年 6月7日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 66,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、物品購入伺い決裁時点で支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
総務部			
法務文書課	令和4年 8月17日	郵便切手の過大な保有について 令和3年度末の郵便切手の保有残高は58,866円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)	郵便切手の購入時に残額や使用枚数の見込みを的確に把握したうえで、1回あたりの購入額を少なくするなどして、切手の保有枚数を最小限にするように努める。
総務厚生センター	令和4年 8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 113,740円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
税務課	令和4年 8月17日	県税に係る未収金の回収について 県税については、税務課及び各県税事務所において、差押えを中心とした滞納処分の推進に取り組	県税に係る未収金額の62.3%（令和3年度実績）を占める個人県民税については、平

んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より種別割自動車税）の徴収の強化にも努めている。このことにより、令和3年度の県税徴収率は、令和2年度に比べ0.5ポイント上昇し98.4%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。

しかしながら、未だ令和3年度見込みで約18億9,572万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。（意見事項）

支払遅延による過年度支出の発生について

地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならぬとされているが、令和2年度の職員旅費（2件 2,680円）について、該当職員が令和2年度内に請求することができず、令和3年11月に令和3年度予算から支出して、過年度支出となっていた。

今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のあ

成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収や滞納徴収員を採用し市町村と県による協働徴収を実施するなど徴収強化に努めており、滞納の多い普通徴収から特別徴収（所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入する制度）へ移行させる取組についても今後一層市町村との協働を強めていく。

また、自動車税種別割など県税の徴収対策については、各税事務所において、差押えの強化等、税務課と連携した滞納整理を行い、より積極的に徴収の強化に取り組んだ結果、県税徴収率は現年分、滞納繰越分とも平成以降で過去最高の実績をあげている。

しかし、未だ令和3年度で約19億円と多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策を推進していく。

該当職員は市町村派遣中の職員で、総務事務システムでの旅費請求に制約があったための遅延で、これを解決するため、県の用務で旅費請求する場合に、代理の者が総務事務システムに入力できるよう派遣職員に委任状を提出させ、代理請求が行えるようにする。また、複数の担当者がシステム入力状況の確認を行うようにするなど、所属におけるチェック体制を整備し、会計年度内の適正な執行と再発防止に努める。

		<p>る内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>令和元年度の源泉所得税の納付に当たり、源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(源泉徴収すべき額 51,356円)認められた。</p> <p>また、これに伴い、延滞税(1,300円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>個人事業者への報酬が源泉徴収の対象となることを課内で周知した。また、事務処理過程において複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し再発防止に努める。</p>
管財課	令和4年 8月17日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 19,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
デジタル戦略課	令和4年 8月17日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 59,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化・教育・くらし創造部			

<p>文化財保存事務所</p>	<p>令和4年 8月9日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の物品売買契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,690,480円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を複数職員で管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>教育振興課</p>	<p>令和4年 8月9日</p>	<p>補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて</p> <p>令和2年度中期目標関連費補助金について、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更、補助金等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、中期目標関連費補助金変更等承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けるべきとされているが、変更承認の手続を適時に行っていなかった事例が1件（交付額 101,192,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱に基づき、適正な執行に努めるとともに、補助事業内容に変更がある時には、県大から報告を求め、執行について協議するなど、適時に変更承認を行い、適正な事務処理に努める。</p>

消費・生活安全課	令和4年 8月9日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 4,329,600円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課	令和4年 5月24日	<p>児童扶養手当の過払いについて</p> <p>令和3年度の児童扶養手当について、認定額を誤って支出した事例が1件（過払額 102,210円）認められた。</p> <p>今後は、児童扶養手当法等に基づき、認定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	誤り事例について、担当係職員と児童扶養手当の認定業務に携わる委託事業者間で情報共有を行い、実効性のあるチェック体制、チェック方法を整備できるよう、チェックフロー図等を作成した。今後これらを活用し、認定事務の適正な執行に努めるとともに、児童扶養手当システムの改修についても検討する。
こども家庭課	令和4年 5月24日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っ</p>	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。 今後は、複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。

		<p>ていた事例が1件（契約額 143,770円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
福祉医療部			
長寿・福祉人材確保対策課	令和4年5月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約及び令和3年度の負担金について、支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 76,300円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、毎週確認日を設定し、支出負担行為等の手続き漏れや遅延が発生していないか、スケジュールボードを活用し確認する。</p> <p>また、物品購入時には、物品購入伺の決裁時点で支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
障害福祉課	令和4年5月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から10か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（当年度契約額 265,584円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期及び処理状況を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するとともに、担当者だけでなく必ず複数の職員でチェックするなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
水循環・森林・景観環境部			
水資源政策課	令和4年	<p>支払遅延による過年度支出の発生</p>	

	7月14日	<p>について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和元年度の雑誌購入代（1件 10,200円）について、請求書が出納整理期間中の令和2年4月に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、12か月以上の大幅な支払い遅延が生じ、令和3年5月に翌々年度である令和3年度予算から支出を行い、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>再発防止のため、会計年度独立の原則に関する職員の理解を深める。そして、支払事務の漏れを無くすため、請求書等を受領した際には、担当者確実に引き継ぐとともに、請求書管理簿を用いて処理状況を複数の職員によるチェック体制を整備する。今後は奈良県会計規則に則った適正な事務執行と支払遅延の防止に努める。</p>
<p>産業・観光・雇用振興部</p> <p>産業振興総合センター</p>	令和4年4月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 302,500円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を重点的に行う。特に支出負担行為の遅延を防ぐために備品購入に際しては、購入伺の段階で出納員と担当者で、業務の流れを共有し、複数のチェック体制による管理を行い、適切な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>観光局</p> <p>ならの観光力向上課</p>	令和4年7月29日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和3年度の公共料金の支払いについて、支払期限日を超過した</p>	<p>会計事務に係る各種例月処理一覧表を作成し、チェック</p>

		<p>ため支払遅延に対する遅延利息が生じた事例が1件（遅延利息額 2,400円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 153,780円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>体制を強化するとともに、毎月月初に行う係会議において、事業の進捗確認だけでなく、例月会計処理の進捗状況確認も合わせて行うこととし、再発を防いでいる。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>観光プロモーション課</p>	<p>令和4年 7月29日</p>	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度の複写サービス契約について、経費の性質が消耗品であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が5件（契約額合計304,283円）認められた。</p> <p>令和4年1月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>補助金等の実績報告等に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和3年度関西5府県連携教育旅行誘致事業実行委員会負担金及び歴史・文化を活用したプロモーション事業実行委員会負担金について、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、事業実績報告書に事業報告書と収支精算書を添えて知事に提出しなければならないとされているが、上記の2件（交付決定額合計 5,000,000円）では、負担金交付要綱に定める期限までに実績報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>また、奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目での支出を行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づく、適切な事業完了確認や負担金の額の確定等の手続きについて、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数の職員によるスケジュール管理を行うとともに、決裁過程においても複数人によるチェックを行うなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

		<p>県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定であるが、上記の2件では、額の確定を行っていなかった。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 14,300円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
食と農の振興部	<p>中央卸売市場再整備推進室</p> <p>令和4年7月11日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 5,000,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 5,000,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期等進捗を一覧化し、複数の職員による進捗管理を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が6件（交付決定額合計 3,419,760円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、複数の職員によるスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>農業水産振興課</p>	<p>令和4年 7月11日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 26,106,300円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為及び契約書の作成等について、契約案件、契約時期を一覧としたスケジュールを作成することで決裁過程におけるチェック体制を整備するなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、支出負担行為及び契約書作成の遅延防止を図る。</p>

		<p>遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
農業経済課	令和4年 7月11日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 48,653円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
担い手・農地 マネジメント 課	令和4年 7月11日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 41,250円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為を行うなど確実な事務執行に努めるとともに、同様のミスが生じないよう備品購入手続の流れに沿ったチェックシートを作成し、決裁起案に添付することで進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
農村振興課	令和4年 7月11日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点</p>	<p>所属職員が常時確認している業務予定表に定期点検整備の予定を組み入れ、担当職員</p>

		<p>検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>以外にも周知を図る。</p> <p>今後は道路運送車両法と総務部長通知に基づいて定期点検整備を実施し、適切な公用車の管理に努める。</p>
県士マネジメント部			
技術管理課	令和4年 8月4日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の負担金について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額792,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、業務内容・必要な手続き等の一覧を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適切な事務執行に努める。</p>
大規模広域防災拠点整備課	令和4年 8月4日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額22,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、物品購入の事務処理状況の共有やスケジュール管理の徹底により、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p>
河川整備課	令和4年 8月4日	<p>現金出納簿の月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているの</p>	<p>複数の担当で現金出納簿と通帳帳簿の突合を行い、所属長が毎月末日に検査を行う</p>

		<p>に、令和3年4月から令和4年3月まで12か月にわたり、この月例検査を行っていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>など、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
地域デザイン推進局			
<p>住まいまちづくり課</p>	<p>令和4年 8月25日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から11か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額等805,800円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧で確認できるリストを作成し、進捗確認を管理するなど、各段階で有効的なチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>県有施設営繕課</p>	<p>令和4年 8月25日</p>	<p>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているが、令和3年度の使用（1台分 使用回数合計175回）について、所属長による使用報告の確認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備</p>	<p>自動車使用伺兼使用報告書による、所属長への使用伺及び使用報告について、職員への周知徹底を行うとともに、所属長による使用承認及び使用報告の確認を常時行う。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適切な事務処理に努める。</p> <p>道路運送車両法に基づき、適切な定期点検整備を実施する。今後は、所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を所属内で共有し、計画的な定期点検整備に努める。</p>

		<p>を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	
水道局	令和4年8月16日	<p>職員への給与等の誤払いについて</p> <p>令和3年度4月分の給与等の支給について、休職中の職員1名へ誤って支出した事例(支給額415,012円)が認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>総務厚生センターに対する休職継続情報の報告漏れにより誤りが発生したため、総務厚生センターへの年間報告事項をリスト化しチェックすることにより報告漏れを防止する。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあった点について情報を共有し再発防止に努める。また、複数の職員によるチェックを徹底し、内部統制の整備に努める。</p>
教職員課	令和4年8月24日	<p>契約金額を超過した支出負担行為について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされているが、令和3年度の賃貸借契約について、契約金額(当年度契約額363,000円)を超過して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額396,000円)認められた。令和4年4月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、年度をまたぐ契約について契約期間及び当年度契約額を支出負担行為決議書に明示することで過誤を防止し、チェック時にも気づきやすくするよう工夫し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の賃貸借契約について、支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（当年度契約額 33,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件（契約額 396,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
学校教育課	令和4年 8月24日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 19,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
人権・地域教育課	令和4年 8月24日	<p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事</p>	<p>令和4年度より、負担金交付事務担当者と協議会事務局担当者を別にするにより、適切な審査及び事務執行に努</p>

		<p>務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和3年度奈良県社会教育委員連絡協議会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同協議会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を協議会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。（意見事項）</p>	<p>めている。</p>
<p>警察本部</p>	<p>警察本部</p> <p>令和4年 8月5日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 46,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>公用車使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（合計7件、県側損害額合計 530,279円、うち県側過失割合100%のもの6件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>関係職員に対して奈良県会計規則等、関係法令を周知するとともに、「支出負担行為整理区分表」を執務室内に掲示することにより、職員が関係書類をチェックをしやすい環境を構築し、適正な事務執行に努める。</p> <p>県民の模範となるよう常に道路交通関係法令を遵守し、交通事故を未然に防止するため、各種会議、専科教養、巡回指導を通じて、職員に対し具体的な指示指導を徹底した。</p> <p>引き続き、加害交通事故の発生原因の分析結果を踏まえ、要因や対象に応じた教養・講習・訓練等を徹底し、公用車事故の防止に努めていく。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
文化・教育・くらし創造部 美術館	令和4年 7月21日	館蔵品物販収入の調定事務の誤りについて 美術館ミュージアムショップでは館蔵品と企画・特別展の外部からの受託販売品を取り扱っており、そのうちの館蔵品の売上げを物品売払収入として調定しているが、館蔵品売上げを調定すべきところ、誤って受託販売品の売上げを調定していた事例が1件（過大額 25,023円）が認められた。令和3年6月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）	奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、複数人で調定の内容を確認する等、所属におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
図書情報館	令和4年 6月21日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度及び令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）	道路運送車両法を遵守するべく、遅滞なく定期点検整備を行うため課内における事務処理状況の情報共有を図り、複数職員による管理体制を整備し、適正な執行に努める。
野外活動センター	令和4年 4月22日	支出科目の誤りについて 令和3年度の非接触式顔認識温度検知機の購入代について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 48,070円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出された	会計規則を始め、会計局が作成している「会計事務処理の手引き」等による事前確認を徹底し、適正な支出科目での支出に努める。

		<p>い。 (注意事項)</p> <p>修繕工事契約の手続の不備について</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅延なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、令和2年度の修繕工事の契約について、契約書を作成せず、請書を徴取していた事例が2件(契約額合計 2,876,742円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 75,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県契約規則、「契約書を省略できる場合の請書作成について」等に基づき、適正な契約を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p>
消費生活センター	令和4年3月24日	<p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>令和3年度の不動産の借受けに係る契約1件(年間契約額 171,600円)について、奈良県契約規則第26条等により消費生活センター所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は消費・生活安全課で契約事務を行うこととされているのに、同センター所長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務</p>	<p>かいへの委任が合理的であるため、会計局に協議のうえ、令和4年度からかい長へ委任した。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努める。</p>

		の執行に努められたい。 (注意事項)	
福祉医療部			
吉野保健所	令和4年 4月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 176,924円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
中和福祉事務所	令和4年 5月11日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 19,730円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p>住居確保給付金の誤払いについて</p> <p>令和3年度住居確保給付金について、給付対象でない相手方へ誤って支出した事例が1件（誤払額 40,000円）認められた。</p> <p>今後は、生活困窮者自立支援法、同施行規則及び奈良県会計規則等</p>	<p>公用車に係る自動車損害賠償責任保険料については、業者が立替払をすることの無いよう継続車検受検前に支出するよう徹底する。</p> <p>今後は同様の案件が起こらないよう複数職員で公用車管理を行い、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な事務処理に努める。</p> <p>これまでは管理職1人でチェックを担っていたが、今後は2名でのチェック体制とし、適正な執行に努めるとともに実効性のある内部統制の整備に取り組んでいく。</p>

		に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)	
吉野福祉事務所	令和4年 4月18日	<p>生活保護受給者等に係る医療費本人負担分の納入通知書の誤送付について</p> <p>令和2年度の生活保護受給者等に係る医療費本人負担分について、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が1件(調定額 18,279円)認められた。今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の負担金等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計 1,053,116円)認められた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、誤送付再発防止のため封入文書と封筒宛名の確認を2名の職員によって二重確認することを所内でルール化している。また、誤送付防止策として、納入通知書の形状に対応した窓空き封筒を作成、活用している。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
水循環・森林・景観環境部			
フォレスターアカデミー	令和4年 7月21日	<p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和3年4月から令和3年12月までの各月の累計(受入額合計 53,469円 払出額合計 33,771円)にかい長の検印を全く受けていなかった。郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正な管理に努めるとともに、複数の職員で、照合処理を行うなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 令和3年度において、車両点検で生じた修繕は、経費の性質が修繕費であることから予算科目を需用費その他で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 64,581円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 326,480円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県予算規則等に従い、正しい予算科目で支出するよう会計事務の手引書を随時参照するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約期間を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性あるチェック体制を整備し適正な事務処理に努める。</p>
<p>景観・環境総合センター</p>	<p>令和4年 3月1日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 200,948円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な</p>	<p>指摘のあった契約事務処理の遅延については、再発防止に努めるように担当者だけでなく全職員に周知する。 「事務処理確認チェック表」を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に取り組む。</p>

			<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
産業・観光・雇用振興部	競輪場	令和4年 8月22日	<p>車券発売金及び雑入の調定事務の誤りについて 車券販売金及び雑入について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が3件(過大額 577,780円)認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>施設賃貸料の調定事務の遅延について 施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後(最長で6か月経過)に納入の通知を行っていた事例が33件(調定額合計 329,944円)認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 289,850円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備する</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、複数担当者で車券販売金等の検算を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に務める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、施設賃貸料の適正な執行に努めるとともに、施設賃貸案件について早期に事務手続を開始し、処理状況を複数職員により確認する等、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>など、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託料について、誤った金額で契約し、契約変更の手続きをしないまま履行期限及び契約金額の変更を行っていた事例が1件、契約変更の手続きをしないまま契約金額の変更を行っていた事例が1件(契約額合計 1,389,210円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和2年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(源泉徴収すべき額 51,203円)認められた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>契約締結前や支出前に複数の担当者による書類確認を徹底することで所属におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>徴収漏れの源泉所得税については、判明後速やかに対象者から徴収を行い、国への納付を行った。</p> <p>今後はチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等の確認を徹底し、特に指導のあった点について所属内で研修を行い、情報を共有し、再発防止に努める。</p> <p>また、管理職による決裁過程におけるチェック体制を一層強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
食と農の振興部	<p>南部農林振興事務所</p> <p>令和4年 7月21日</p>	<p>物品の不適切な分割発注について</p> <p>令和3年度にアルコール製剤、非接触検温計&オートディスペンサー、超音波加湿器の購入(合計</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な発注事務を行うとともに、購入すべき時期を的確に</p>

		<p>254,760円)を、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1による公募型見積合わせをしないで見積合わせを省略できる50,000円未満の金額になるように、6件に分割して発注し購入していた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和3年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額232,617円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>把握して、計画的に発注するよう対応を行い、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県契約規則及び会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、建設工事にかかる契約案件、契約時期、契約金額を一覧できるチェックリストを作成するなど、請書の徴取に漏れ等が起こらないよう、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
中央卸売市場	令和4年 5月13日	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>卸売市場場内の敷地において、特別高圧架空電線の線下敷として使用されている部分があるのに、使用者から使用についての申出がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていない事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>使用許可内容(面積等)については令和3年10月に是正を行い、不足の使用料については同年12月に全額を収納した。併せて、他の許可物件についても点検を行い、許可内容に誤りがないことを確認した。</p> <p>今後は、同様の誤りが再発しないよう、許可を行う際には複数の職員でより慎重に確認を行うと共に、日常業務のため場内を巡視する際には許可物件の状況にも目を配るなど、適切な公有財産管理に努める。</p>
県土マネジメント部			
流域下水道センター	令和4年 8月22日	<p>預り金の調定事務の誤りについて</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、流域下水道事業費特別会計の預り金で調定すべきところ、誤って歳入歳出外現金で処理されていた事例が1件(保証金1,708,</p>	<p>契約保証金について、歳入歳出外現金ではなく、流域下水道事業費特別会計の預り金で処理していることを、係・管理職で確認することとした。</p>

		<p>300円)認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県流域下水道事業会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県流域下水道事業会計規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p>	
<p>地域デザイン推進局</p>	<p>中和公園事務所</p>	<p>令和4年 4月27日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和3年度末の郵便切手の保有残高は172,919円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計598,185円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額103,185円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>公共料金用現金出納簿への未記入</p>	<p>郵便切手について、適正時期に適正額を購入することを厳格に行うこととし、不必要な在庫を所持しないこととした。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約書の作成事務等において複数人による確認を行うなど決裁過程におけるチェック体制をより強化し、再発防止に努める。</p>

		<p>について</p> <p>資金前渡職員は、現金出納簿を備え、出納の都度その事実に従い適確に記入整理し、常に経理の状況を明らかにすることとされている。電気代の支払いのために令和3年4月から10月までに計1,828,017円、電話代の支払のために令和3年4月から10月まで計21,983円の資金前渡を毎月受けて現金の出納を行っていたのに、令和3年度の公共料金用現金出納簿に令和3年4月から10月まで現金の出納の事実を記入していなかった。</p> <p>また、所属長は、毎月末日に現金出納簿を検査し、その余白に検査年月日を記入し、確認印を押印することとされているのに、令和3年4月から10月まで、この検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、現金出納簿の作成を行い、出納を都度記入整理し、毎月末に所属長の検査を受けるべきこと等、職員に周知を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
教育委員会			
山辺高等学校	令和4年 4月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計135,548円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、所属内での情報共有を徹底し、進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより再発防止に努める。</p>
添上高等学校	令和4年 4月27日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、令和2年度の雑誌購入代（1件2,628円）及びプロパンガス11月分（1件8,866円）について、業務が完</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等の関係法令を遵守して会計事務の適正な執行に努める。</p> <p>契約相手業者が確定した時点で速やかに支出負担行為を行い、支出すべき時期を的確</p>

了し、請求書が令和2年度中に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和3年6月に令和3年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。

今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

資金前渡に係る不適切な事務処理について

令和2年度の需用費である電気代2件(14,029円)について、資金前渡職員に対する前渡資金の交付のための支出を誤って二重に行っていた。そして、二重に支払われた前渡資金は戻入手続きを行うこととされているが、上記の2件では、その手続が9か月以上遅延していた。

また、電気代(5月分ほか)及びwi-fi利用料(7月分)について、資金前渡の手続が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、別の公共料金等の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が12件(合計86,903円)認められた。

今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行われない。(注意事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計96,419円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

に把握する。

各段階で実効性のある複数職員での確認を行い事業の進捗管理に務め、適正な事務の執行と再発防止に努める。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等の関係法令を遵守して会計事務の適正な執行に努める。

二重払い等の確認については、複数職員で同じ支出負担行為が過去にされていないか確認を行う。

また、毎月請求書が送付されてきたら、ただちに資金前渡の手続きを取っているかを複数職員でチェックし、相手が指定している日に振り替えられているかすみやかに記帳し、事務担当者及び管理職で確認し、適正な事務の執行と再発防止に努める。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等の関係法令に基づき会計事務の適正な執行に努める。

購入すべき時期を的確に把握して、計画的に発注し、契約相手業者が確定した時点で速やかに支出負担行為を行う。

各段階で実効性のあるチェックを複数職員で行い事業の進捗管理に務め、適正な事務の執行と再発防止に努める。

		(指摘事項)	
奈良情報商業高等学校（商業高等学校を含む。）	令和4年 5月11日	<p>高等学校等使用料の調定事務の遅延について</p> <p>令和2年度及び令和3年度の高等学校等使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（毎年4月25日）を経過した後（最長で2か月経過）に納入の通知を行っていた事例が2件（調定額合計 25,089円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和3年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（293,387円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和2年4月から令和3年11月までの各月の累計（受入額合計 356,121円 払出額合計 259,001円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和2年度の役務費（7月分及び9月分電信電話料金）の資金前渡において過渡しが生じたため、</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、調定案件、調定時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェックリストを作成し、チェック体制を整備し適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、毎月末に行う事務のチェックリストを作成し、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、資金前渡による公共料金の支払い事務の適正な執行に努め</p>

当該過渡金について戻入手続きを行うべきところ、1年2か月以上その手続を行っていなかった事例が2件（合計金額 32,586円）認められた。

上記の2件では、会計年度経過後の出納整理期間も経過していたため、翌年度の歳入に収納していた。

また、令和2年度の需用費その他（10月分電気代）について、資金前渡の手続が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、令和2年度の役務費（9月分電信電話料金）の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が1件（金額 10,031円）認められた。

今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行うべきである。（指摘事項）

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が6件（契約額合計 297,320円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

（指摘事項）

内部統制の強化・充実について

今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。

事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。

（注意事項）

るとともに、各公共料金の振替日を一覧出来るチェックリストを作成し資金前渡口座の通帳と照合するなどし、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

関係法令や規則等に基づき、支出事務、収入事務の適正な執行に努めるとともに、チェックリストを作成し進捗状況を的確に把握できるようにするなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

大和広陵高等

令和4年

業務実施年度と異なる年度の予算

<p>学校</p>	<p>4月27日</p>	<p>による産業廃棄物の運搬及び処理業務に係る委託料の支出について</p> <p>地方自治法において各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和2年度の産業廃棄物の運搬及び処理業務に係る委託契約について、令和3年度予算から支出していた事例が2件（契約額合計 51,810円）認められた。</p> <p>また、上記の2件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で10日以内に受託者から提出を受けることとされている産業廃棄物管理票の提出をその期間内に受けず、契約期間後で、かつ会計年度を超えた令和3年度になって同票の提出を受けて履行確認をしていた。</p> <p>今後は、地方自治法に規定されている上記の会計年度独立の原則の趣旨並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則の規定に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図られたい。 (注意事項)</p>	<p>地方自治法に規定されている会計年度独立の原則の趣旨並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、支出票のチェックリスト及び廃棄物処理に係るスケジュール表を作成するなど、それぞれ複数職員がチェックする体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>大淀高等学校 (奈良南高等学校を含む。)</p>	<p>令和4年 4月18日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 459,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理する</p>	<p>今後は、契約相手業者が確定した時点で速やかに支出負担行為を行う、奈良県会計規則、奈良県契約規則等の関係法令を遵守して事業の進捗管理と支出負担行為を行うべき時期を把握する、複数職員で確認するなど、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>従前の決裁過程は、最短「係長→事務長→教頭→校長」であったが、案件の内容に応じて事務担当主査や担当教員も決裁過程に追加し、過程人</p>

		とともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)	員増によるチェック体制の強化を図る。
奈良西養護学校	令和4年 3月24日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 20,610円）認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)	前払保険料の口座入金後に車検を実施するよう業者に指示していたが、部品交換修理作業に引き続き車検を実施したため、口座入金日の前日、保険会社等への立替払が発生した。 今後は、口座入金後に車検を実施する指示書を交付するほか、車両内にも指示書を掲示し口座入金前に車検を実施することのないよう、適正な執行に努める。
警察本部			
桜井警察署	令和4年 5月13日	拾得物件の引取期間を誤教示したことによる損害賠償の発生について 令和2年11月に桜井警察署が提出を受けた拾得物件（現金20,000円）について、拾得者に対して物件引取期間を誤教示したことにより、拾得者が得られるべき所有権を侵害したため、令和3年9月の議会の議決を経て20,000円の賠償金を支出していた事案が認められた。 今後は、拾得物件の物件引取期間を教示する際に、慎重な確認を行った上で教示する等、再発防止に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制に取り組まれない。 (注意事項)	物件引取期間の誤教示事案発覚後、地域課員に対して教養資料を配付し、拾得業務の重要性及び拾得物の慎重な取り扱いについて指導した。 また決裁過程において、複数の職員による引取期間の再確認等書類内容のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。 今後も全署員に対して、あらゆる機会を通じて、適正な拾得物の取扱いについて指導を実施し、再発防止に努める。 なお、警察本部においては遺失物情報管理システムの改修を実施し、同種事案の再発防止の徹底を図った。